

公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局の組織及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本水道協会関西地方支部事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

第2条 事務局に事務局長、事務次長、主査及び主事を置く。

2 事務局長は、関西地方支部（以下「支部」という。）の支部長である市（以下「支部長市」という。）の公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）との連絡調整に関する事務を担当する課長又はこれに相当する職にある職員をもって充てる。

3 事務次長は、前項に規定する事務を担当し、同項に規定する職員を補佐する支部長市の課長代理又はこれに相当する職にある職員をもって充てる。

4 主査は、支部長市の日本水道協会との連絡調整に関する事務を担当する係長又はこれに相当する職にある職員をもって充てる。

5 主事は、支部長市の職員のうちから事務局長が命ずる。

(職責)

第3条 事務局長は、事務局の事務をつかさどり、事務次長、主査及び主事を指揮監督する。

2 事務次長は、事務局長の命を受けて事務局の事務をつかさどり、主査及び主事を指揮監督するとともに、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 主査は、上司の命を受けて事務局の事務を処理し、主事を指揮監督する。

(事務局長が専決することができる事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例に属するもの、規定の解釈上疑義のあるもの又は重要と認めるものについては、支部の幹事会の決定に付さなければならない。

(1) 支部の総会及び幹事会の開催及び運営に係る事務手続に関すること。

(2) 支部の総会及び幹事会において決定された事項の処理に関すること。

(3) 支部の予算において定められた研究発表会、研修会、講習会その他の諸行事の開催及び運営に係る事務手続に関すること。

(4) 支部の財産の取得、管理及び処分に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、支部の予算において定められた事務又は事業及び予算の執行に関すること。

(6) 支部の出納、決算の調製その他の経理処理に関すること。

(7) 日本水道協会及び他の地方支部等との連絡に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、支部の運営に係る定例又は軽易な事務の処理に関すること。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。